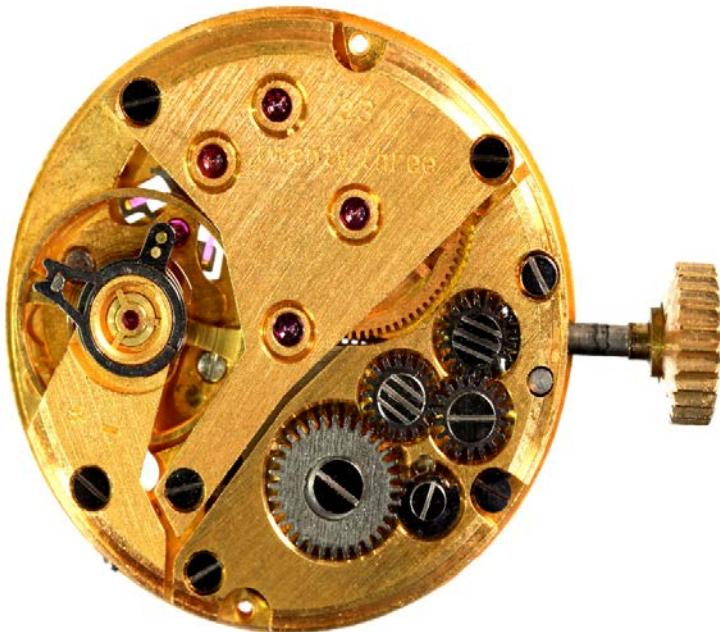


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2018年2月14日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



IFRS第17号移行リソース・グループ会議 会議の概要

目次

- はじめに
- TRGペーパーの背景
- TRGの議論の概要と主な成果
- 次のステップ

はじめに

- TRGの目的は次のとおり
 - IFRS第17号の導入から生じる潜在的な利害関係者の課題についての議論と分析を行う。
 - 利害関係者がIFRS第17号の新しい要求事項に関する情報を得る公共の場を提供する。
 - IFRS第17号の導入を支援するために、明確化やその他ガイダンスの提供といった追加的な措置が必要かどうかに關し、IASBの判断を支援する。
- 今回はTRGに提出された論点を議論する最初の会議であり、以下を含む多くの分野を扱った。
 - 契約の境界線の要求事項の異なった適用
 - 将来予想される更新に係る保険獲得コストの処理
 - 複数のカバーのある保険契約の会計処理
 - CSMカバー単位の定義

単一の保険契約の保険要素の分離

背景

- IFRS第17号は、**デリバティブ、投資要素および別個の財または非保険サービスを分離する要求事項**を規定している。次に、主契約である保険契約の残りのすべての構成要素にIFRS 第17号が適用され、当基準における**最下位レベルの会計単位**を形成する。
- また、IFRS第17号は、同一または関連している相手方との**一組のまたは一連の保険契約が、1つの全体的な商業的效果**を達成するか、または達成するように設計されている場合に**結合する要求事項**を規定している。
- **企業は複数の保険カバー契約を分割して異なるグループに含めることが容認または要求されるか**という疑問が生じている。
- TRGに提出された論点では、**再保険契約の構成要素を分割し、それらを別個の保有する再保険契約として会計処理**することが可能か、あるいは要求されるかについても質問された。

質問：IFRS第17号は、单一契約の保険要素を測定の目的のために分離することを容認しているか。

単一の保険契約の保険要素の分離

議論の概要

- IASBスタッフは、一般的には、分離が完了した後の契約がIFRS第17号の最下位の会計単位となることを強調した。
- 多くのTRGメンバーはスタッフの見解に同意したが、単一の法律上の契約が基礎となる経済的実質を反映していない状況があるかもしれないと指摘した。
- IASBスタッフは、異なる複数の保険カバーを単一の法律上の保険契約に結合するだけでは、契約上の権利および義務の実質が反映されていないと結論づけるには十分ではないことに留意した。
- 法律上の契約に含まれる複数の保険要素を分離することは、会計方針の選択ではない。しかし、形式より実質を優先するIFRS概念フレームワークの包括的な原則は、IFRS第17号を含むすべての基準書に係る、IFRSのすべての要求事項の解釈に関するガイダンスの重要な一部として有効である。

単一の保険契約の保険要素の分離

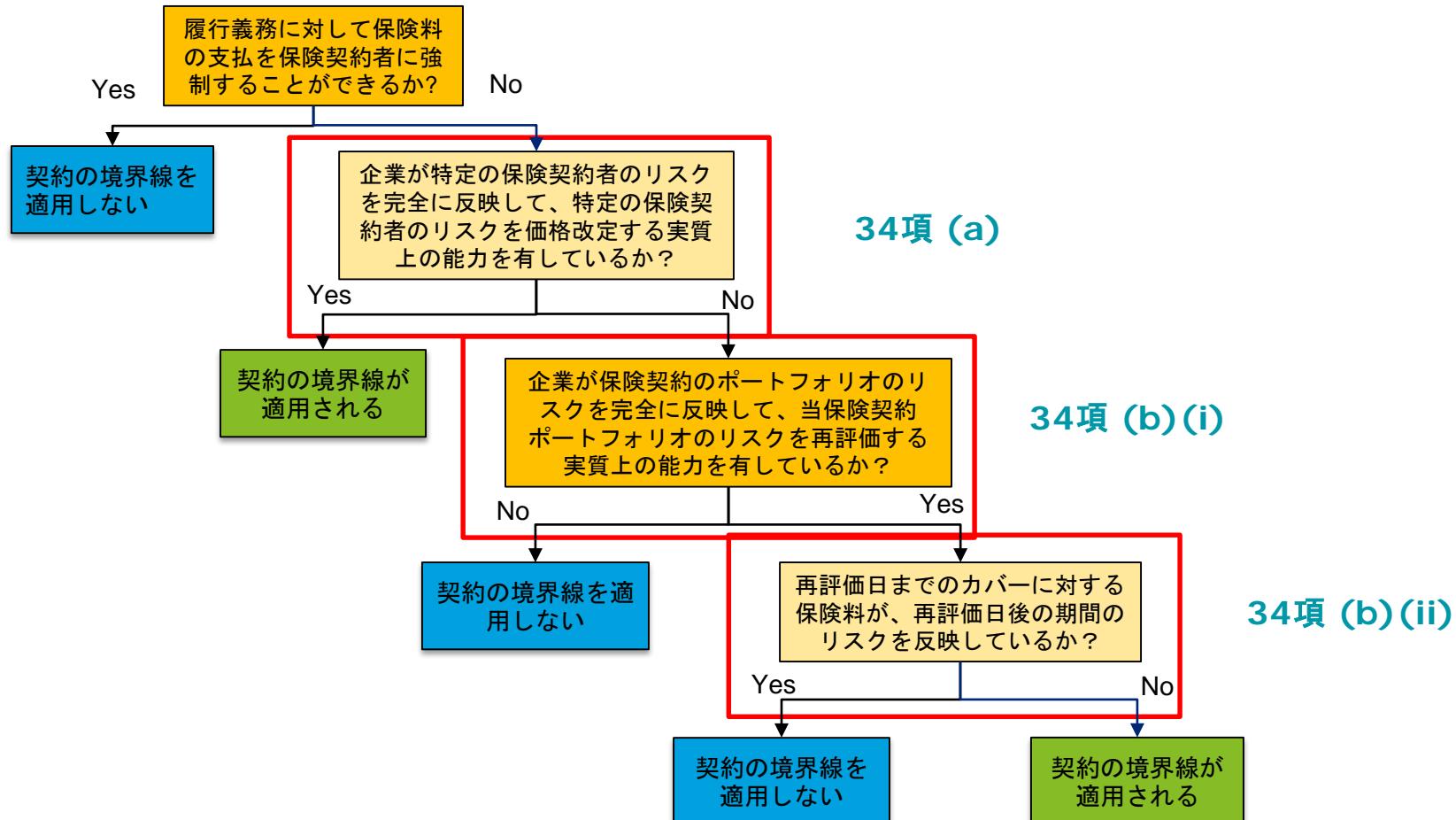
議論の概要（続き）

- 議論では、契約の形式より実質が優先する場合を判断するためにスタッフが考慮する事項のいくつかの例に焦点が当てられた。
 - 単一の契約に含まれる複数の保険要素の間の**キャッシュ・フローの相互依存性**の有無
 - 異なる構成要素が、**別々に失効**することができるか。すべての場合に同時に失効する場合は、単一の分離不能な契約であることを示唆している。
 - 異なる構成要素が、**独立した契約として企業により個別に販売**されているか。複数のカバーが結合された契約の一部としてのみ販売されている場合は、単一の契約であることを示唆している。
 - 異なる構成要素が、**類似のリスクを有する項目のプールで別個に管理**されているか。複数の異なるカバーと一緒に管理されている場合は、単一の契約であることを示唆している。

年次で価格改定される契約の境界線

契約の境界線に係る要求事項のまとめ

企業が特定の保険契約者のリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定できる能力を有する場合、契約の境界線が設定される。



年次で価格改定される契約の境界線

背景

一定の保険契約は、契約者に、個々の保険契約者レベルではなく、ポートフォリオで決定された価格で契約の年次更新を保証する価格改定メカニズムを有している。契約には、特定の保険契約者のリスクが、発行日時点でのみ反映されている。

契約の例	契約の特徴
A. 保険料遞増保険契約	<ul style="list-style-type: none">個々の保険契約者の追加査定無しに年次の更新が保証されている保険料は、遞増保険料額表を用いて各年齢ごとに決定されており、当該表に基づいて毎年増加する当該表は、契約の潜在的将来存続期間にわたるキャッシュ・フロー予測に基づいて作成されているポートフォリオ・レベルの年次の価格改定では、当該表が置き換えられる
B. 上記と類似の保険要素と結合したユニット・リンク投資要素	<ul style="list-style-type: none">例Aに類似した特徴を有する保険要素がある遞増保険料額表を使用して、ポートフォリオ・レベルの保険手数料が年次改定されるユニット・リンク要素は、常に基礎となる項目の公正価値に基づいて価格設定される契約は、遞増保険料額表の見直しにより、ポートフォリオ・レベルで年次で価格改定される場合がある

質問：特にIFRS第17号34項(b)に応じる場合、年次価格改定メカニズムを有する保険契約の契約の境界線は、1年またはそれ以上か。

年次で価格改定される契約の境界線

議論の概要

- 契約の境界線の決定に関するペーパーについて、特に34項 (b)に記載されている、関連するリスクの種類に関しては、異なる見解が見られた。
- スタッフは、年次価格改定メカニズムを有する保険契約の更新条件から生じるキャッシュ・フローは、新契約者がその時点で同じ価格を受け取る場合には、契約の境界線に含めるべきではないというペーパーの分析を確認した。
- 多数のTRGメンバーは、個人の病状の進展を明らかにすることなく、年間保険料額表で保障を更新することができる場合、既存の保険契約者は実質的な便益が付与されていることに留意した。
- 企業は、保険料額表の年齢別に滑らかに遞増する保険料額において、1年を超えたリスクを考慮している。
- スタッフは、34項(b)の適用に際しては、企業は価格設定で考慮されるすべてのリスクではなく、保険契約者のリスクのみ考慮すべきことに留意した。
- 保険契約者のリスクには、保険契約者が保険会社に移転することができる保険リスクおよび金融リスクのみが含まれ、契約者行動に関連するリスク（すなわち、契約により生じる失効リスクまたは費用リスク）を除外する。

最初の契約引受時に支払われる保険獲得キャッシュ・フロー

背景

- IFRS第17号27項は、企業が、発行した保険契約グループの認識より前に当該グループに関連する保険獲得コストに係る資産または負債を認識することがあると記載している。
- 「保険獲得キャッシュ・フロー」とは、保険契約グループの販売、引受けおよび開始のコストにより生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものである。
- 獲得コストは、最初の引受契約について無条件に支払われる手数料を含み、将来契約の更新が予想される保険契約者を確保した保険仲介者への報酬として算定されることがある。
- 更新される契約は、当初の契約の境界線の外の新契約である。
- これらの手数料は、最初の契約グループにのみ配分されるのか、または更新される契約が含まれるグループにも配分されるのか、という疑問がある。

質問：契約の境界線の外で契約更新の発生が予想され、かつその更新を予想して新契約を引き受ける場合、最初の契約引受時に無条件に支払われる保険獲得キャッシュ・フロー（CF）はどのように会計処理すべきか。

最初の契約引受時に支払われる保険獲得キャッシュ・フロー 背景 (続き)

以下の見解がTRGに提出された。

見解A

- 発生した保険獲得キャッシュ・フローは、その時点で存在する契約グループに配分されるべきである。
- 更新契約が帰属する将来のグループは、手数料の配分において考慮されない。
- 更新契約と最初の引受契約が同じ年度に存在する場合、別個のグループとして扱われる。

見解B

- 手数料は、最初に認識された契約グループと、更新契約が将来帰属すると予想されるグループの両方に関連する。
- したがって、将来のグループに配分される手数料の一部は資産として認識される。
- 更新契約と最初の引受契約が同じ年度に存在する場合、別個のグループとして扱われる。

見解C

- IFRS第17号の集約レベルの要求事項の解釈を除き見解Aと同様である。すなわち、更新契約と最初の引受契約が同じ年度に存在する場合、一つのグループとして扱われる。
- 最初の契約引受時に発生した手数料の一部は、同じ年度の更新契約に配分される。

最初の契約引受時に支払われる保険獲得キャッシュ・フロー

議論の概要

- スタッフの見解では、個別に獲得されたそれぞれの契約のために支払われた**払戻し不能の手数料**は、新たに引受契約したグループのみに直接に起因する。
- 全体として、多くのTRGメンバーは、アジェンダペーパーに示された事例に係るスタッフの見解に同意したが、最初の契約で不利となり、その後の更新で収益性が高くなる場合には、その他の条件が同一であれば、すべてを類似の収益性を有する契約グループとして報告するよりも、**経済的な実質を描写しない**と感じた。
- IFRS第17号27項にある「**発行した契約**」は、「保有している契約」と区別するために使用されることが明確化された。これは獲得キャッシュ・フローの発生した時点までに、既に契約が発行されていたことを意味していない。

公正価値による経過措置を使用した場合の保険獲得キャッシュ・フロー

背景

- C5項は、企業が保険契約グループにIFRS第17号を完全に遡及的に適用することが実務上不可能である場合に、公正価値アプローチを適用することができると述べている。
- IFRS第17号は、保険獲得キャッシュ・フローを各グループに配分することを要求しており、この配分によってグループのCSMは減少する。
- 当期に認識された保険収益および保険サービス費用は、保険獲得キャッシュ・フローに関連する符号が反対の同じ金額を含んでおり、認識された保険サービス損益には影響しない。

質問：移行日以前に発生した保険獲得キャッシュ・フローは、IFRS第17号B121項(b)およびB125を参照して、経過措置に公正価値アプローチを適用する場合、移行日以降の報告期間において収益および費用として認識されるか。

公正価値による経過措置を使用した場合の保険獲得キャッシュ・フロー

議論の概要

- IASBスタッフは、経過措置における公正価値アプローチの適用は、**将来キャッシュ・フローの予想**のみを反映し、過去の保険獲得キャッシュ・フローを含め、過去のキャッシュ・フローは反映しないことを強調した。
- 移行日前に発生した保険獲得キャッシュ・フローは、**CSMの測定**には含まれておらず、移行日後の報告期間において収益および費用として認識してはならない。
- TRGメンバーはIASBスタッフの見解に**同意**した。

カバー単位を識別するための給付の量の決定

背景

- B119 項(a)は、グループのカバー単位を、グループに含まれる契約が提供するカバーの量と定義しており、各契約について、提供される給付の量とカバーの予想存続期間を考慮して決定される。
- ペーパーでは、給付の量を決定する以下の要素が識別されている。
 - グループに含まれる契約が提供するカバー水準の複数の期間わたる変動性
 - 確率が契約の予想存続期間に影響する場合の保険事故の発生確率
 - 確率がある期間に請求されると予想される金額に影響する場合の保険事故の発生確率
- 利益の認識パターンは、カバー期間全体にわたって提供されるサービスを反映し、保険金請求が発生する時点だけを反映するのではない。

質問：カバー単位はどのように決定されるか？

カバー単位を識別するための給付の量の決定

議論の概要

- スタッフは、IFRS第17号の原則では、給付の量の決定には、複数の期間にわたりカバーの異なる水準が含まれなくてはならないと主張した。保険契約者に提供される給付が大きいほど、カバー単位は大きくなる。
- TRGの議論では、カバーの最大水準を使用することに対する懸念と、「可能性のある有効な保険金請求」の概念に関する説明の必要性が強調された。
- 投資要素を有する保険契約に関する質問が今後の会議で議論される予定であることから、TRGの議論の整合性を確保するために、カバー単位に関するすべての議論を延期することが決定された。
- スタッフは、TRGメンバーに対し、2月末までにペーパーの事例についてコメントを提出するよう奨励した。

保有している再保険契約の境界線

背景

- IFRS第17条33項では、保険契約グループに含まれる各契約の境界線内のすべての将来キャッシュ・フローが当該グループの測定に含まれなければならないとしているが、34項では、契約および実質的な義務が終了する時点で境界線を設定している。
- ペーパーは保有している再保険契約に関して34項で定める要件の実務上の適用に係るものであり、再保険特有の三つの要素に焦点を当てている。
 - IFRS第17号34項と類似した権利の行使および義務の負担のための再保険者の能力
 - カバーを終了する再保険者の権利
 - 再保険契約の保有者の権利および義務（時折出再者と呼ばれる）
- 保有している再保険契約の境界線内のキャッシュ・フローは、出再者の実質的な権利と義務から生じる。
- 出再者の実質的な権利は再保険者からサービスを受領することであり、実質的な義務は再保険者に金額を支払うことである

質問：保有している再保険契約に係る保険契約の境界線に関して、IFRS第17号34項をどのように解釈するか。

保有している再保険契約の境界線

議論の概要

- 再保険者が、将来発行される基礎となる契約から移転されるリスクを再評価しない場合、将来の発行が予想される、再保険契約でカバーされる基礎となる契約は、契約の境界線に含められるかもしれない。
- 62項の比例的なカバーを提供する再保険契約に係る特別な修正は、当初認識が関係する場合に限り適用される。
- 履行キャッシュ・フローの測定は、63項に従って、発行した基礎となる保険契約と首尾一貫した仮定を反映するが、基礎となる契約が存在する場合に限られる。
- 再保険契約の対象となる、将来の予想された基礎となる保険契約から生じる履行キャッシュ・フローを含めることは、CSMに影響を与える。
- 保有している再保険契約グループのCSMをアンロックし、将来キャッシュ・フローの変動の測定に使用する割引率とは異なる割引率をCSMの調整の計算に使用することは、事後測定において、資産または負債を生じさせる。
- TRGメンバーはIASBスタッフの見解に同意したが、重大な業務上の影響に留意した。

提出されたその他の質問の報告

議論の背景と概要

- スタッフ・ペーパーに含まれるすべての論点について、TRGメンバーからのコメントが促されたわけではない。
- 追加的な導入支援のため、スタッフは今後以下の項目について教育文書の公表を検討する予定である。
 - S04-決済期間に獲得した契約の事後の会計処理
 - S09-報告期間末日時点におけるCSMのカバー単位への配分
 - S17-保有している再保険契約およびその基礎となる保険契約の測定の首尾一貫した仮定の使用
 - S20-修正遡及アプローチを使用した場合の契約のグルーピング
 - S23-受領した保険料と保険料配分アプローチの適用
 - S26-基礎となる項目の償却原価測定学に基づいてリターンが共有される場合の変動手数料アプローチ
- 以下のペーパーはTRG以外のプロセスで検討される
 - S06-企業結合と経過措置-分類の実施日
 - S16-保有している再保険契約のCSMの調整に使用される割引率

次のステップ[®]

IASB

- IASBは、2月22日の会議において、TRGに関する公開報告を受ける予定である。会議の成果に関する概要は2月13日に公表されている。
- 次のTRG会議は、2018年5月2日にロンドンのIASB事務所で開催される予定である。
- IFRS第17号のカバー単位は解釈に係る重要な事項あり、5月に再度議論される予定である

Deloitte

- IFRS in Focus—IFRS17 TRG Meeting 2018年2月6日が発行された。IAS Plus参照。
<https://www.iasplus.com/en/publications/global/ifrs-in-focus/2018/trg-insurance-meeting>

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance by:

[Follow](#) my latest  posts

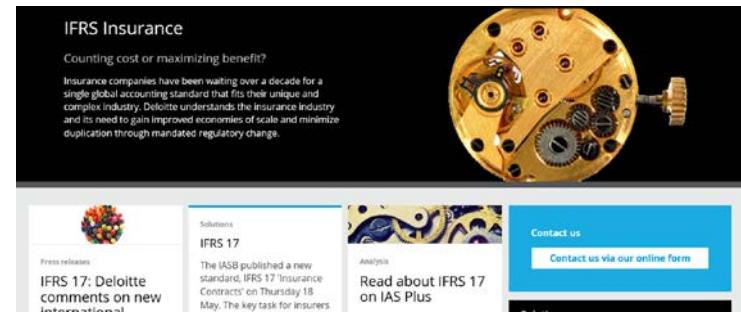
Follow me on  @Nagarif

[Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on



[Connect](#) to IFRS Insurance  Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) to your internet favourites
www.deloitte.com/i2ii



Deloitte.

About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2018. For information, contact Deloitte China.

Deloitte. デロイト トーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレートリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#), [LinkedIn](#), [Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited